

第2回『北海道外アイヌの生活実態調査部会』議事概要

日 時：平成22年4月16日（金）14：00～17：00

場 所：永田町合同庁舎第3会議室

出席者：委 員：常本部会長ほか全委員出席

事務局：秋山審議官、内閣参事官ほか

傍 聴：内閣府、財務省、文科省、文化庁、厚労省、農水省、経産省、国交省、北海道

議 事：

1 「北海道外アイヌの生活実態調査」の実施について（事務局説明）

2 調査方法及び調査項目についてのヒアリング

(1) 北海道大学教育学研究院教授 小内 透 氏

（調査の方法） ・機縁法の他に適切な方法はないと考えられる。

（調査対象者） ・厳密性の点から、アイヌの血縁者を対象とすべきではないか。
・（アイヌの方々に育てられた）和人養子の取扱いは検討が必要。

（調査票配付） ・年齢の上限と下限についても検討が必要。
・調査期間が短いことなどから郵送法によることとすべきではないか。
・通常の郵送調査の回収率は高くないが、今回は事前に協力の意思を確認するので、回収率はそれほど低くはならないのではないか。

（そ の 他） ・母集団が不明な調査の場合、有意なサンプル数を議論することはできない。可能な限りサンプルを集めることが必要ではないか。
・調査に携わる者の事前研修と調査のプリテストの実施が必要。

(2) 北海道庁環境生活部アイヌ政策推進室 室長 和田 秀樹 氏

（調査の目的） ・アイヌの人々への施策の検討のため、生活全般の基礎的データを調査

（調査の方法） ・市町村調査、地区調査、世帯調査、アンケート調査の4調査により構成

（調査対象者） ・地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方
・ただし、アイヌであることを否定している場合は調査の対象としない。

（調 査 項 目） ・以下の視点から調査項目を設定。施策の検討につなげている。
・所得・経済的格差の把握
・施策の利用状況・必要性の把握
・施策の対象となるべき者の数の把握
・過去の調査との比較（暮らし向きの変化の把握）

(3) 過去に東京都が実施した東京在住ウタリ実態調査の関係者

（宇梶 静江 氏）

- ・昭和49年の東京都の調査におけるご経験、ご苦労のご紹介。
- ・アイヌであることを知られたくない人への配慮が必要。
- ・アイヌのことに携わるのはアイヌでなければ難しい。
- ・調査の意義が理解される環境が必要。

(八幡 智子 氏)

- ・昭和63年の東京都の調査におけるご経験、ご苦労のご紹介。
- ・アイヌであることを家族に言っていない人への配慮が必要。
- ・電話と文書送付のみでは調査に応じてもらえないのではないかと思います。訪問調査の方がよいのではないかと。
- ・調査の結果として、差別を受け、収入も少なく苦しい生活を送るアイヌに補償金を支払うということがあれば、今後少しは明るく生きていけるのではないかと。
- ・ただ、自分はもう調査員を引き受ける気はない。

3 主な意見

- 今回は初の全国調査であり、調査の信頼性が重要。調査対象者については、北海道内と道外では事情が異なるため、基準も分けて考えるべき。今回の調査では、血統という基準を明確に立てるべきである。和入養子の問題についても、この原則に忠実に考える方が公正性、透明性に資する。
- 調査目的を示すことで調査に応じる者もいるので、調査回答のお願いの文書などを発出する際に検討して欲しい。調査対象者については、和入の配偶者も入れるべきである。アイヌ子弟への責任があり一体である。他の調査や北海道アイヌ協会の会則との関連を考えるべきである。
- 調査対象者の検討にあたっては、今回の調査が政策の検討のためのものであり、したがってデータの信頼性が重要であることを考慮する必要がある。
- 道外調査では、アイヌであることを配偶者に秘している者への配慮が必要である。
- 調査対象者に和入が入ることへの疑問は必ず出てくる。これは、アイヌかどうかの決定ではなく、調査を行い政策につなげるための議論である。
- 電話と文書の郵送のみでは、調査票は戻ってこないのではないかと。また、今回の調査と平行して、アイヌの存在を国民全体に周知することが必要である。

4 作業部会における合意事項

- ・調査方法は機縁法。北海道内のアイヌの人々から道外アイヌの人々を紹介。
- ・調査対象者は第3次までの機縁をもって情報収集を終了（第3次の機縁をたどる前に調査対象者が2,000世帯を超えている場合は、第3次の機縁の情報収集は行わない）。
- ・調査対象の範囲は、まずはアイヌの血縁者（和入配偶者、和入養子は除く）として、準備を進める。
- ・調査票の配付は原則郵送で検討。

5 その他

- ・第3回は5月12日午後
- ・第4回は6月下旬から7月上旬に開催予定（詳細等は後日、事務局から調整）